

1 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更について (アクセント色の導入)

区では、平成 23 年 3 月 23 日に板橋区景観条例の施行を経て、同年 8 月 22 日に板橋区景観計画を策定し、運用を開始した。これらの条例・計画に基づき建築物の建築などの際には、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められる。

本案件は、これらの基準のうち、「色彩」について、板橋区景観審議会及び同部会での審議結果を踏まえ、基準の一部変更をするものである。

(1) 色彩に関する基準の一部変更案の概要

景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部を変更し、現在の「外壁基本色^{※1}」、「強調色^{※2}」のほかに新たに、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する色彩として、「アクセント色^{※3}」を追加する。

- ※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 は、外壁基本色の基準に適合した色彩とする。
- ※2 強調色：外壁に表情を付ける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準に適合した色彩とする。
- ※3 アクセント色：強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 12m（または 10m）以下の部分の 1/20 に限って、アクセント色の基準に適合した色彩とする。また、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以下とする。

(2) 経緯及び今後のスケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施 : 令和 2 年 4 月 20 日～5 月 22 日
- ・都市計画審議会への意見伺い : 令和 2 年 11 月 5 日
- ・景観審議会部会への報告 : 令和 2 年 12 月 23 日
- ・景観審議会への諮問・答申 : 令和 3 年 3 月 8 日
- ・景観計画変更 : 令和 3 年 3 月

(参考)

- ・平成 23 年 8 月 景観計画策定
- ・平成 26 年 1 月 景観計画変更
(加賀一・二丁目地区景観形成重点地区指定)
- ・平成 26 年 8 月 景観計画変更
(常盤台一丁目・二丁目地区景観形成重点地区指定)

※過去の景観審議会資料において、アクセント色のマンセル値に誤記があったため、下記のとおり訂正する。

区分	色彩基準	
誤	アクセント色	
	色相	彩度
	0.0R ~ 4.9Y	彩度 8 以下
	5.0Y ~ 5.0G	彩度 6 以下
	その他の色相	彩度 4 以下
(日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)		

区分	色彩基準	
正	アクセント色	
	色相	彩度
	0.0R ~ 5.0Y	彩度 8 以下
	5.0Y ~ 5.0G	彩度 6 以下
	その他の色相	彩度 4 以下
(日本産業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)		

彩度の上限について、彩度 8 以下の範囲を、「0.0R~4.9Y」から、「0.0R~5.0Y」に訂正する。

※アクセント色の導入についての検討経緯

- 平成 25~29 年度 アクセント色の導入に向けた検討
↓
部会 (4 回)・審議会 (4 回) にて、色彩基準 (案) の検討、委員意見の反映、事例調査等を行う
平成 29 年度 第 10 回審議会 (11/1) にて、変更案がまとまる
平成 30 年度 東京都協議、地元説明 (加賀、常盤台)・周知
~令和元年度
令和 2 年度 景観計画変更の事務手続きを進める